

これからの総合計画が備えるべき要件（事務局案）

1 時代の変化への対応策（構成および期間設定）

時代の変化が速まるとともに大きくなるなか、計画の運用と実効性を考慮すれば、どのような構成及び期間設定にすべきか。

【背景等】

- ・ 基本構想は中長期のまちづくりのビジョンを示す必要がある一方で、時代が早くまた大きく変化する中で、その予測が困難になっている。
- ・ 超長期の計画期間を設定した場合、社会経済情勢や政治や制度の変化等により、計画が形骸化してしまう恐れがある。

【本市の現状等】

- ・ 本市の基本構想は、平成 3 年策定、計画期間は平成 37 年（2025 年）までの 34 年間。
- ・ 第 2 次基本計画は、平成 12 年度策定、計画期間は平成 22 年度までの 10 年間。

【他都市の取組等】

- ・ 基本構想の計画期間については、その期間を 10 年程度とし、そのもとで期間を 2 つまたは 3 つに分割（3～5 年程度）して基本計画を策定している事例が見られる。
- ・ 基本計画を短期化し、その下に単年度ごとに基本計画の施策方向を意識した事務事業展開を行う事業計画を策定し、予算編成において施策ごとの事業展開わかるよう整理されている事例が見られる。（実質的に基本構想 - 基本計画（実行計画）の 2 層構成）
- ・ 2 層構成としている場合、短期の基本計画（この場合「実行計画」などと呼ばれることが多い）及び単年度の事業計画の策定により、時代の変化へ対応している。
- ・ 定期的に市民アンケートを行い、市民ニーズの変化の把握に努めている事例が見られる。

【留意点】

- ・ 景気の変動に伴う企業の事業活動やそれに伴う地域経済の影響、国レベルでの政治的要因による政策内容の転換などは予測が難しい。

2 まちづくりの主体

・限られた経営資源の中で、これまでの行政主導型ではなく、市民、地域団体、事業者などとともにまちづくりに取り組むために、総合計画において記載しておくべき事とは何か。
各主体の役割分担（多様な主体との連携）

【背景等】

- ・市民ニーズの多様化や財政的制約などにより、行政がすべてを担うことの限界がある中で、市民・地域とともにまちづくりに取り組む必要性が今後さらに増すものと考えられる。
- ・今後、更なる少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの維持・形成に関する課題は大きくなると考えられる。
- ・他方で、震災を機に、地域での助け合いに対する市民意識も高まり、ボランティア活動やNPO活動が活発化したほか、地域での課題に主体的に取り組む活動も見られつつある。

【本市の現状等】

- ・本市では、「協働のまちづくり基本方向」(平成19年7月)を策定し、また、“あまがさき”行財政構造改革推進プランにおいて「地域社会で支える仕組みづくり」を主要な目標のひとつとして位置づける中で、その取組を推進している。
- ・本市においては、社会福祉協議会が町内会を統括し、多岐にわたる活動を行っている。
- ・社会福祉協議会では、組織の高齢化や一部の人への負担の集中、組織率の地域による差や、特に近年は組織率の全市的な低下傾向などの課題が見られる。
- ・「子ども会」などの地域組織においても、学校区単位で組織されるPTAとのつながりの難しさや役員のなり手不足などの課題が見られる。
- ・これまでの枠組みだけに期待することは難しくなりつつある。

【他都市の取組等】

- ・市民・事業者と行政がそれぞれの役割を自覚し、互いにこれらについての認識を共有し、まちづくりに参画できるような計画とするために、各主体の役割についての考え方を整理している例が見られる。
- ・地域コミュニティの形成に向けた考え方を整理するとともに、その実現に向けた取組について総合計画に記載している例が見られる(自助・共助機能の向上を図るための住民間のネットワークの構築を図る等)。
- ・本市においては、行政との協働のみならず、地域団体相互の連携・支援の仕組みづくりや、NPO等、地域の公益的活動団体との協働も視野に入れた総合的な協働の取組を進めることが必要。

【留意点】

- ・地域コミュニティとともにまちづくりを進めていくにあたっては、コミュニティ活動の活発さが、地域、規模、分野などに差があり、一律の基準で役割分担が整理できるとは限らないことに留意する必要がある。

3 計画を動かすマネジメントの仕組みの構築

総合計画を実効あるものとし、継続的に計画を推進していくために、計画の進行管理はどのようにあるべきか。

また、予算編成や組織について、総合計画とどのように関係づければよいか。

施策評価、目標・指標、行財政改革、予算編成、組織

【背景等】

- ・ 総合計画に描く中長期的なまちづくりの実現には、一定の財源が必要となるが、十分な歳入の確保は困難であり、現在の行政サービスをそのまま維持することができない状態にある。

【本市の現状等】

- ・ “あまがさき”行財政構造改革推進プランに基づき、行財政改革に取り組んでいるが、景気悪化の影響を受け、税収が急激に落ち込む一方、扶助費などの義務的な経費が増加し、これまでの構造改善の取組効果額以上の収支不足の発生が見込まれるなど、早期健全化団体への転落も危惧される。さらなる行財政改革の取組が必要である。
- ・ 第2次基本計画における「施策の展開方向」に基づき具体的な事務事業を行っているが、それぞれの「施策の展開方向」に関する目標値や指標等を設定していない。
- ・ 過去の総合計画に基づく行政運営においては、「計画に記載された施策は実施しなければならないもの」として、施策優先型の事業展開がなされ、財政（予算）はそれを進めるために「財源手当て」をする、という傾向が見られた。
- ・ しかし、基金の枯渇、市債残高の増高などにより、今後、収支均衡のための財源対策にも限界があり、事務事業については見直しに止まらず、その取捨選択が必要となる。
- ・ 組織については、政策課題を意識して編成するよう努めている（子ども青少年局、協働推進局の設置など）。

【他都市の取組等】

- ・ 各施策における目標・指標の導入と施策評価により、施策単位で実施している事務事業の優先度や施策目標への貢献度を把握し、事業の取捨選択や経営資源の配分に反映するなどの取組が見られる。また、施策ごとに責任（関係課等）を明確にするような取組が見られる。
- ・ 定期的に市民アンケートを行い、計画の進行管理ための参考としている事例が見られる。
- ・ 施策評価の導入とともに、歳入規模に基づいた歳出予算編成手法について検討する必要がある。
- ・ 総合計画に示す状態をめざすために、行政改革によって捻出した経営資源を、今日的課題の解決に投入（新規施策の実施等）するという取組が必要。

【留意点】

- ・ 今日的課題とは何で、どのような状態をめざすかを計画策定時に十分議論する必要がある。
- ・ 指標・目標の設定に当たっては、厳しい財政制約があることを踏まえる必要がある。
- ・ 計画期間中の財政見通しを踏まえた、実現可能な範囲の計画を策定する必要がある。
- ・ 歳入規模に基づく歳出予算編成のためには、事務事業の取捨選択を含めた大幅な構造改善が必

要である。

- ・ 施策評価の導入に当たっては、行政において引き続き人員削減を進める中で、事務負担の増大により「評価することが目的」とならないよう、できる限り簡素な方法を検討する必要がある。
- ・ 計画・予算・組織の関連を、行政運営の仕組みとして詳細に規定しすぎると、計画の運用面での事務的成本が増大し、使い難い計画となる懸念があることから、運用面を考慮しつつ、ある程度柔軟性を持たせたる必要がある。

分野個別計画と総合計画との整合をどのように図っていけばよいか
計画期間、取組内容、財源等

【背景等】

- ・ 分野別計画には法定計画や、国・県等による事業認定を受けるために策定が求められる計画など、総合計画の期間等に関わらず策定・改定を求められるものがある。その結果、事業展開が分野個別計画の方針を強く受け、総合計画の方向性と必ずしも合致しないものなどが出てくる可能性がある。

【本市の現状等】

- ・ 第2次基本計画では、「部門別計画は各部門ごとに施策、事業を進めていくための方向を示したものと位置づけ、その実施に当たっては基本計画を上位として推進するもの」としている。
- ・ 実際には、基本計画における各論と個別計画との十分な整理がされていない。
- ・ 分野別計画の策定段階において、総合計画が配慮されている場合でも、策定後の実施レベルでの整合を図る方策がない。

【他都市の取組等】

- ・ 主な個別計画については、総合計画において位置づけを明確にし、体系的に整理している例が見られる。
- ・ 総合計画では、すべての取組を網羅せず、基本的な方向性や核となる取組を明らかにしておき、具体については「個別計画による」との記載とするなど、部門別計画と機能分担させている例も見られる。

【留意点】

- ・ 分野別計画を整理する際には、法定・任意の別など、個別計画の性格や計画期間などの整理が必要。
- ・ 分権改革の議論においては、国による計画の義務付けや、国が計画を認定する制度の廃止について議論されている（基本構想の策定義務含む）。

4 簡素でわかりやすい計画

- ・ 市民に意識されやすい計画にするために、必要な要件とは何か
- ・ 職員が使いやすい計画にするために必要な要件とは何か
構成・分量（施策体系） 進行管理（指標・目標）

【背景等】

- ・ 職員にとって施策・事業展開のよりどころとなるとともに、協働のまちづくりを進めるに当たって市民に分かりやすくまちづくりの方向を示す計画が求められる。

【本市の現状等】

- ・ 第2次基本計画の施策体系は、6部-17章-43節-227「施策の展開方向」となっている。
- ・ 「施策の展開方向」は文章で記載されており、個々の内容はわかりやすいが、全体としては文章量が多く、概略を把握しにくい。
- ・ 個々の「施策の展開方向」について、指標・目標等を設定しておらず、本市の状況や目標とするレベルなどには触れていない。

【他都市の取組等】

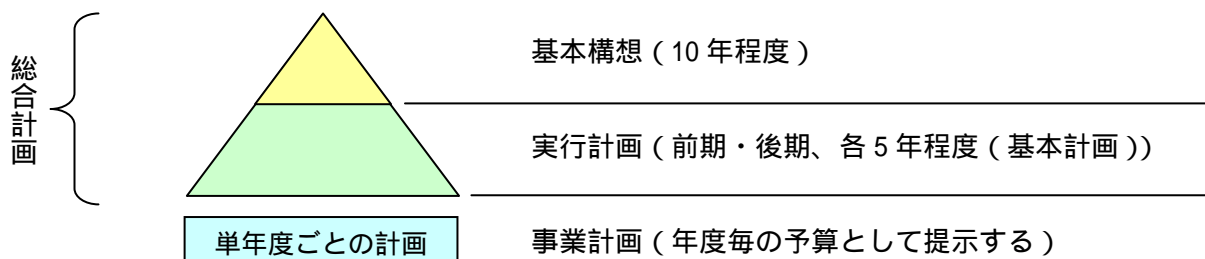
- ・ 基本構想、基本計画とも平易で簡素な表現とすることでボリュームを抑えている例が見られる。
- ・ 計画の進捗を定量的に判断できるよう、指標・目標値の導入している例が見られる。
- ・ 施策と目標像・目標値を巻末等に一覧表にして、全体像を概括的に示している例が見られる。

【留意点】

- ・ 指標・目標値の設定方法や進行管理手法については、実現に向けた各主体の役割の整理に関する議論や、目標の実現可能性等を踏まえ、議論が必要。

新たな総合計画のイメージ（案）

基本構想（10年程度） - 実行計画（前期・後期 各5年程度（基本計画））の2層構成とし、その下に予算を施策方向毎に示した事業計画を策定する。



基本構想

多岐にわたる市政展開において長期的・総合的な視点のもとに行う本市の行政の計画的運営のための指針。将来都市像を示すとともに、その実現のための施策の基本的な方向性を示す。

また、行政改革に関する大きな方向性を示す。

実行計画（基本計画）

基本構想に掲げた将来都市像を実現するため、政策体系に基づき、中期的な施策ごとのめざす姿、目標値（成果指標）主要な事業、各主体の役割分担を具体的に示す。

また、行政改革に関する具体的な方向性を示す。

事業計画

毎年度、実行計画（基本計画）の施策方向や指標・目標等を意識し、施策方向ごとに具体的な事業の内容や事業費等の計画を示す。

また、当該年度における行政改革に関する具体的な取組項目を示す。

<イメージ図>

年 度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	最終年度
基本構想	計画期間10年程度									
実行計画 (基本計画)	前期実行計画 期間5年程度					後期実行計画 期間5年程度				
事業計画	単年度 計 画	単年度 計 画	単年度 計 画	単年度 計 画	単年度 計 画	→				